

会議結果報告書

会議名称	第7回札幌市子どもの権利条例検討会議
日時・会場	平成19年12月10日(月) 18:30~21:10 市役所本庁舎12階1~3号会議室
出席委員	12人出席
次回開催	平成19年12月17日(月) 18:30~ S T V北2条ビル6階A、B会議室

議題	概要等
1. 開会	<p>事務局から資料の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「資料5」として、前回と同様に、「救済制度の検討について」を配付している。その他、「資料6」として、第4回定例市議会代表質問より、子どもの権利関係の質疑を抜粋して紹介しているので、今後の審議の参考にしていただきたい。
2. 救済制度についての検討	<p>「調査機能」のうち「調査の対象外」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「調査ができない場合として、裁判やオンブズマンなど他の制度に請求している場合、議会に請願や陳情を行っている場合、正当な理由を除き、人権侵害行為があった日から3年を経過している場合などが考えられる。」という「調査の対象外」の記載について、意見交換を行った。 ・他の自治体では、上記のほか、虚偽その他正当な理由がないと認められるとき、申立ての原因が市の区域外で生じたものであるとき、判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項であるときなどの例がある。 ・裁判で事実関係を争っている途中であれば申立てができないことは理解できるが、判決が確定したものについて、それでもなお救済する価値がある場合は、調査の対象とすべきではないか。 ・判決等で確定した事項であっても、社会情勢等の変化により新たに調査の必要があると判断される場合は、含めている自治体の例もある。確定した事実関係に基づいた上で、異なる視点で、子どもが次のステップに結びつくような救済の方法であれば、調査を行うことがあっても良いだろう。 <p>「調査機能」のうち「自己発意の調査」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「申立てがされない場合でも客観的にみて調査する必要がある場合、匿名で扱うことが必要な場合等には、自己発意により調査ができるものとする。」という「自己発意の調査」の記載について、意見交換を行った。 ・「匿名で扱う場合」について、申立人がなく客観的な事実に基づく場合であるか、実際に申立人がいる場合であるかどうか議論された。ここでは、事実上、申立人が存在しているが、匿名で扱うことになる場合を想定した記載であることが確認された。 <p>「調整機能」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「申立てを受けたあと、当事者間で解決が困難な場合、間に入って相互理解を深め、話し合いにより解決する方法として、調整活動を実施する。ただし、相談段階から事実上の調整活動を行うこともある。」という「調整機能」の記載について、意見交換を行った。 ・救済制度全般を見渡すと、調整機能の後は、勧告、意見表明、是正要請

等の準司法的な権限に移ることになる。したがって、この調整機能の役割はきわめて重要である。

・調整活動は、申立て後だけではなく、実際には相談段階から入ることも想定される。また、当事者間の解決を促す機能として調整活動を捉えるのであれば、「当事者間での解決が困難な場合」という限定的な記載はしない方が良いのではないか。

・当事者間で解決が困難な場合もあることを述べる必要があるのなら、「当事者間で解決が困難な場合も含め」という記載にし、たとえ当事者間が対立していたとしても、調整に動くという趣旨を示すと良いのではないか。

「勧告、意見表明、是正要請機能」について

・「市の機関に対する是正等の措置を講ずる勧告機能」、「市の機関に対する制度改善を求める意見表明機能」、「市の機関以外に対する是正その他必要な措置を講ずる是正要請機能」のそれぞれの記載について、意見交換を行った。

・条例の限界もあるので、市の機関以外に対して勧告という機能を発揮することは難しいと考えられる。このうち、市民に対しては、是正要請だけではなく、もう少し実効性の確保できる機能を持たすことができないだろうか。

・市民に対して、是正要請機能を発揮することが効果的なのだろうか。申立ての相手として、個人などの市民を外して考えると良いのではないか。

・この制度は、法的な強制力は持つことができないので、限界もある。実効性の担保についてであるが、結局、是正要請等を受けた個人が、自分の意思で良い方に改善するという意欲がなければ、結果として改善されないだろう。ただし、勧告や是正要請等の機能を条例で発揮するということは、社会的には相当強い行為と考えられる。

・是正要請等の機能は、調整機能を発揮しても改善されない場合に何ができるかを考えたときに、出てくる機能である。是正要請機能を個人に対して発揮できるかは、ケースバイケースであり、その前に、どのようにして調整機能で改善に導いていくかが重要ではないか。

・以前、「虐待及び体罰の禁止」の規定についての検討の際に、「体罰」はどのように扱うかという議論があった。例えば、虐待の場合は、法的ルートに従って対応されるだろうが、個人に対する是正要請機能に実効性がないとなると、体罰について、権利侵害から救済すると言えるのだろうか。

・実効性があるかどうかは、調整機能の中で、何をどこまで対応できるのかによるだろう。したがって、その機能に携わる人が、どのような資質を持った人材となるかが重要ではないか。

・救済制度を作ることそのものと、子どもの頃からの人権教育も含めて機運が高まることで、権利侵害を受けている子どもたちが救われるのではないか。この制度がきちんと運用されて、札幌市には、子どもの権利を守る条例があるということを市民全体に周知させていくことが大事である。

「勧告、意見表明、是正要請機能等を施した後の処置」について

・「市の機関については、勧告、意見表明を受けた場合、救済機関に措置した結果について報告をしなければならないものとする。」という「各権限を施した後の処置」の記載について、意見交換を行った。

・市の機関以外については、要請をしたあとに、どのような結果を施したかを求めている自治体はないか。

・市の機関以外に対しては、基本的には権限がないという前提に立つ必要があると考える。罰則を課す等の規定は想定できないため、良心に頼らざるを得ないということになるだろう。

	<p>「公表機能」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここでいう公表は、当事者に対して行うものか、一般市民に対しておこなうものか。 ・公表は、あくまでも一般市民に対してであり、当事者に対しては、結果を通知するという形になる。 ・一般市民に対して公表するとなると、個人情報やプライバシーに配慮しながら公表する必要があるだろう。 ・市の機関に対する公表としては、いわゆるプレス発表等が考えられるだろうが、市以外の機関に対しての公表としては、どのような方法が考えられるか。 ・毎年1回、市長等に活動状況報告書を作成して、提出することになるだろう。例えば、その報告書に、概略を記して公表することになるのではないか。 ・「必要に応じて公表する」という記載の「必要に応じて」は、どのような場合になるのだろうか。 ・例えば、期日を経ても報告が提出されなかった場合や、勧告や意見表明が市の機関に正当に受け入れられなかったときで、そのまま放置すれば人権案件の解決が期待できない場合などが考えられる。 <p>まとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで、制度の各機能をみてきたが、強制的な権限を有した制度にはならないので、調整機能が特に重要になるだろう。そのなかにあって、勧告、意見表明、是正要請、公表機能あたりの位置付けを、限界も含めて考えて、答申に生かすことができると良いのではないか。 ・やはり調整機能が大事である。子どもが自ら歩んでいける制度となるために、この調整機能についてもう少し具体的に考えていく必要があるのではないか。 ・この条例にすべてを盛り込むことは難しい。この制度に実効性を持たせることを考えると、例えば、既存の制度の改革等も視野に入れていく必要があるだろう。 ・次回以降、組織のあり方を考えるので、そのあたりも含めて議論を進めていきたい。
3．閉会	<p>子どもとの意見交換について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年12月22日（土）の午後に、検討会議委員と子どもとの意見交換を行う。その際に用いる資料として、救済制度の必要性、流れなどを説明した「資料7」を子どもたちに配布し、「身近で利用しやすい制度」等について意見を聞くことが確認された。 ・子どもとの意見交換を、公開で行うか非公開で行うかが議論された結果、参加する子どもの意向を確認することになった。 <p>次回以降の検討会議の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第8回検討会議の日程 日時：平成19年12月17日（月）18時30分～ 場所：S T V北2条ビルA、B会議室 ・第9回検討会議（子どもとの意見交換）の日程 日時：平成19年12月22日（土）14時00分～ 場所：S T V北2条ビル1～3号会議室